寿都湾 議会だより

No. 195 令和4年11月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 ／FAX 0136-62-3431

令和4年 第3回定例会

令和4年第3回定例会は、9月8日招集され、会期を21日までの14日間と定め、開会初日の8日は、令和3年度の各会計決算等を除く11の案件（報告1件、同意案1件、意見案2件、条例の制定1件、条例の改正2件、令和4年度各会計補正予算4件）を審議し、延会しました。

12日は令和3年度各会計決算等7件の提案理由の説明を受け、議員全員により、構成された決算特別委員会（委員長＝沢村國昭議員、副委員長＝幸坂順子議員）に付託した後、一般質問を行いました。

13日及び14日に決算特別委員会を開催し、付託された令和3年度各会計決算等7件について審議の結果、いずれも認定・可決するものと決定し、特別委員会を閉会しました。

20日に本会議を再開し、決算特別委員会での審議についての委員長からの報告を受け、令和3年度各会計決算等7件を原案のとおり認定・可決し、全日程を終了して閉会いたしました。

審議した案件

報告

◆令和3年度寿都町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度の財政状況について監査委員の意見を付して議会に報告するもので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字の状況にありません。

実質公債費比率（一般会計の公債費、公営企業会計への繰出金の公債費相当額などが標準財政規模に占める割合）は、前年比0.4％減の12.1％で、将来負担比率（一般会計が将来に向けて負担する地方債残高や債務の標

１０月４日に行われた軽スポーツ交流会の様子

準財政規模に占める割合）は、皆減となり比率が発生せず、ともに早期健全化基準を下回っております。
資金不足比率は、３特別会計（簡易水道・公共下水道・風力発電）とも、資金の不足はありません。

人事案件

◆教育委員会委員の任命の同意
・田村　英俊　氏（渡島町）
の任命（再任）に同意いたしました。

意見案

◆国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書……原案可決
（賛成７：反対０）

◆防衛費を対ＧＤＰ比２％以上に大幅増額することに反対する意見書：原案否決
（賛成１：反対６）

補正予算

◆専決処分の承認を求めることについて（令和４年度寿都町一般会計補正予算「第２号」）……承認
（賛成７：反対０）

◆防衛費を対ＧＤＰ比２％以上に大幅増額することに反対する意見書：原案否決
（賛成１：反対６）

予算総額に16万円を追加し、総額を66億７千330万９千円とするものです。
●補正の主なもの
・民生費（子育て世帯生活支援特別給付金）　16万円増

◆専決処分の承認を求めることについて（令和４年度寿都町一般会計補正予算「第３号」）……承認
（賛成７：反対０）

予算総額に450万円を追加し、総額を66億７千780万９千円とするものです。
●補正の主なもの
・災害復旧費（海岸災害復旧業務委託）　450万円増

条例の制定

◆寿都町国民健康保険直営診療施設基金条例の制定：……原案可決
（賛成７：反対０）

国保直営診療所である寿都診療所の運営及び施設整備等に要する経費に充てるため、基金を設置することから条例を制定するものです。

条例の改正

◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……原案可決
（賛成７：反対０）

非常勤職員の育児休業取得要件の緩和及び取得の柔軟化等について所要の改正を行うものです。

◆寿都町定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……原案可決
（賛成７：反対０）

光回線の未整備地区において、光回線の工事が完了し、寿都高速無線施設が廃止となることから使用料について所要の改正を行うものです。

補正予算

◆令和４年度寿都町一般会計補正予算（第４号）……原案可決
（賛成４：反対３）

予算総額に２千28万７千円を追加し、総額を66億９千809万６千円とするものです。
●補正の主なもの
・総務費（電源立地地域対策交付金事業基金積立金の減など）　673万３千円減
・民生費（後期高齢者医療療養給付費負担金ほか）　399万５千円増
・衛生費（新型コロナウイルスワクチン接種業務等委託ほか）　702万５千円増
・農林水産業費（流通加工保存施設改修事業補助金）　１千600万円増

◆令和４年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）……原案可決
（賛成７：反対０）

予算総額に１千511万３千円を追加し、総額を４億３千741万３千円とするものです。
●補正の主なもの
・諸支出金（国庫支出金等過年度分返還金）　１千511万３千円増

◆令和４年度寿都町簡易水道事業会計補正予算（第１号）……原案可決
（賛成７：反対０）

●資本的支出
・建設改良費　500万円増

◆令和４年度寿都町公共下水道事業会計補正予算（第３号）……原案可決
（賛成７：反対０）

●資本的支出
・建設改良費　99万円増

決算審査報告書

令和３年度の一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分については、９月12日の第３回定例会において提案され、議員全員による「決算特別委員会」を設置し、審査を行うこととして、９月13日、14日に決算特別委員会で審議を行いました。
再開日の９月20日には、沢村委員長から「各会計決算及び未処分利益剰余金の処分について認定及び可決すべきものと決定した。」との報告がなされ、本会議において次のとおり認定されました。
（決算額及び概要については、町広報11月号に掲載）

令和３年度寿都町一般会計歳入歳出決算……認定
（賛成６：反対２）

令和３年度寿都町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……認定
（賛成７：反対１）

令和３年度寿都町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……認定
（賛成８：反対０）

令和３年度寿都町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……認定
（賛成７：反対１）

令和３年度寿都町簡易水道事業会計決算……認定
（賛成７：反対１）

令和３年度寿都町公共下水道事業会計決算……認定
（賛成６：反対２）

令和３年度寿都町風力発電事業会計決算……認定
（賛成８：反対０）

【審査意見】
(1)一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算の係数及び予算執行は適切であると認める。
(2)一般会計については、歳出予算の執行率は97.1％であり、多岐にわたり住民生活の向上のため計画された事業は、ほぼ適正に執行されている。
(3)次の事項については十分検討され、行財政の円滑な運営が図られるよう強く要望する。
ア　町税全体で収入済額においては、対前年比で81万円の増となっており、収納率でも0.8％増の95.7％であり、ほぼ前年並の率ではあ

るが、努力の成果が見受けられる結果となっている。収入未済額についても前年度より208万円の減となっており、5年続けての収入済額の増、収入未済額の減と努力の跡が伺えるが、未済額は1千135万円と依然として多額であるため、今後も収納率向上に努められたい。

また、北海道との共同徴収、悪質な滞納者に対しては、差押え等の強制執行処分を行っていることで、一定の成果が表れている。今後も町民への納税意識の啓発に努め、徴収の強化を一層進め、財源確保に努めていただきたい。

また、税外の負担金、使用料及び手数料の収入未済額合計では、220万円と昨年度より13万円ほど増加しており、主なものは住宅使用料となっている。

受益者負担の公平性と自主財源確保のため、今後とも状況分析を的確に行い積極的に収入の確保に努力されたい。

町税に係る不納欠損額においては昨年度と比較して80万円の増となっており、232万円の不納欠損であり単に徴収不納というだけの適宜の認定で整理されることがないよう、今後とも地方税法等に基づき適正な事務処理に当たられるよう要望する。

公債費の償還額は、6億4千654万円で歳出総額の10.4％を占めている。

年度末の地方債残高は66億4千259万円で、前年度に比較し1億1千343万円の減額となっている。今後、事業の執行に当たっては、将来の財政状況を踏まえ、効率的な運営を図り、行財政の健全化に努められたい。

イ　国民健康保険事業特別会計に係る実質収支額は3千884万円で、一般会計からの繰入れにより黒字決算となっている。

保険税の収入未済額は427万円で前年度より642万円減少しており、6年連続の減少で、現年分についての収納努力が伺える。しかし依然として多額であり、滞納・未納額の解消とともに、不納欠損額513万円についても一般会計と同様、適正かつ慎重な対応に努め、引き続き、積極的な指導と啓発に努められたい。

直営診療施設勘定では、寿都診療所において地域住民の医療が安定的に確保されているが、さらに町民の信頼を高めるとともに、継続的に健全な運営を図られたい。

ウ　後期高齢者医療特別会計は、高齢化社会に対応した医療を確立するものとして後期高齢者医療制度が創設されたもので、支出のうち、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が99.2％と主なものである。

歳入全体で5千24万円となっており、そのうちの59.0％が保険料である。

収入未済額は無く、今後も北海道後期高齢者医療広域連合と充分な連携を図り、適切な処理に努められたい。

エ　介護保険事業特別会計については、制度の定着が図られているものと思われ、介護サービス利用のニーズは高く、引き続き、制度の周知や介護サービスの啓発活動並びに介護予防を積極的に推進し、本会計の適正かつ円滑な事業運営に当たられたい。

なお、施設入所を求める要介護者も多いことから、次期の計画に向け、国や関係機関との連携を強められたい。

また、介護保険料の収入未済額は67万円と前年度より減少傾向で、滞納分も減少しているが不納欠損によるものが11万円であり、今後は対象者に保険制度の趣旨を理解させ、未納の解消に努められたい。

オ　令和3年度から公営企業管理となった簡易水道事業会計については、一般会計からの繰入れもあり、各種の事業は円滑に運営されている。

営業未収金は、103万円となっており、営業収益の約1.4％が未収額として計上されている。健全な財政運営を図る上からも、その解消になお一層努力されたい。

今後においても施設維持等の面から、有収率に留意し、公債費の償還等の財政面を含め、健全な事業運営に当たられたい。

カ　公共下水道事業会計については、年度末加入率85.7％となっており、今後とも加入率の維持向上に努めるとともに、施設の適正かつ円滑な運営並びに健全な財政運営に当たられたい。

営業未収金は、65万円となっており、今後も簡易水道事業と併せて事業に対する加入者の理解を得て、収入未済額が生じないよう最善の努力をされるとともに、公営企業会計化により企業の経済性の発揮に努められたい。

キ　風力発電事業会計については、当年度の事業においても2億4千522万円の純利益を生じている。「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」からなる発電事業は、電力買取制度等の動向を注視し、安定的収入確保と健全な経営が継続できるよう万全の体制で臨み、公営企業としての収益性を発揮していただきたい。

なお、新設中の風車2基についても計画に基づき工事執行を進められたい。

また、未処分利益剰余金の処分については、1千430万円を減債積立金として処分し、残額は翌年度へ繰り越すこととなっているが、今後も計画的に積立てできるよう健全な財政運営を図られたい。

【行政に対する総括意見】

令和3年度において地方交付税は、前年度と比較して1億9千990万円の増額であった。

実質公債費比率においては、12.1％と前年度と比較して0.4％の微減であり、公債負担適正化計画策定基準の18％を下回っている。

将来負担比率においても皆減となっており、6年続けての減少となっている。

どちらも減少傾向と捉えられるが、将来的には、実質公債費比率、将来負担比率とも上昇することが予想されるため、これらの点を十分に踏まえ、今後の事業実施に当たってより一層の財政健全化が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が経済にも大きな影を及ぼしていることや人口減少など様々な要因から、今後は、収入において減収が見込まれるが、そのような中でも財源の確保を図りながら迅速かつ的確な施策を講じるよう要望する。

なお、当委員会で各委員から発言・要望のあった事項については十分考慮の上、今後の町政の円滑化に努められたい。

議会の傍聴はお気軽に

12月に定例議会が開かれます

傍聴の際は、新型コロナウイルス感染対策のため、手指消毒とマスク着用にご協力をお願いします。

日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

意見書可決　関係大臣等へ送付

第３回定例会では１件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靭化に資する社会資本の整備を図ることが必要であります。

そのため、地方財政が依然として厳しい状況の中においても、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靭化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

１　国土強靭化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること

２「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進めることが重要であることから、５か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと

３　新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定２車線区間の４車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること

４　橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること

５　地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること

６　維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること

７　冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること

８　日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること

９　堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること

10　災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること

（提出先）　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣

ここが聞きたい　一般質問

第３回定例会での一般質問では３名の方から４項目について質問がありました。

災害　安心、安全なまちづくりに向けて

川地　正人　議員

■質　問

近年、発生する自然災害は、予想をはるかに超え各地で甚大な被害が報告されています。本町でも８月16日湯別地区の朱太川が、局地的な大雨による増水で住民が避難する事態が起こっています。町の的確な避難指示の発令と迅速な対応によって人的被害はありませんでしたが、町民の生命と財産を守る事が行政の最も大事な役割と考え、質問をいたします。

１点目として町民全員を対象とした要支援者個別支援の計画、作成はされていますか。

２点目、予測の困難な地震や津波、また、時間帯、季節により避難率が変動すると思われますが、対応策について伺います。

●町　長

川地議員の御質問にお答えいたします。

近年発生している自然災害は気象変動により、今までの想定をはるかに超える大雨など、毎年、全国各地で甚大な被害が報告されております。

最近では、本町においても、８月16日に発生した大雨による河川の増水により、朱太川では氾濫危険水位である4.68メートルを大きく超え、５メートルを上回る水位となり、湯別地区全域に対し避難指示を行ったところであります。幸いに

も、人的被害や住宅等への被害はありませんでしたが、今後もいつ来るかわからない災害に対し、常日頃から万全の備えを行わなければならないと考えております。

1点目の町民全員を対象とした要支援者個別支援計画の作成についての御質問でございますが、要配慮者・避難行動要支援者の定義については、時代の変化により、災害弱者・災害時要援護者と変遷し、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、要配慮者・避難行動要支援者として定められ、要配慮者とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」をいい、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と定められ、名簿の作成が義務化されております。

さらに、令和3年5月の法改正では個別避難計画の作成が努力義務化されました。避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定につきましては、今年度より策定に向けた取組を始めたところであります。策定に当たっては、避難行動要支援者の的確な把握が重要であり、福祉部門との連携は欠かせないと考えております。

また、近所付き合いが少なくなっている状況や高齢化に伴い、支援者の確保も大きな課題となりますが、地域事情に詳しい民生委員や町内会などの協力を頂きながら、早期策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の予測困難な地震や津波、また、時間帯・季節により避難率が変動することへの対応策についての質問でありますが、地震や津波等の災害は、いつ起きるか全く予測不可能であり、防災対策には、十分とか絶対大丈夫というものはありません。特に大規模な災害発生時には、自治体等の初期行動は応急対策に追われ、避難支援に行き届かないことが考えられることから、被害をできるだけ少なくするためには、一人一人が自ら取り組む「自助」が重要と言われ、災害が発生したときは、まず、自分が無事であることが最も重要となります。

また、自助に取り組むためには、常日頃から災害に対する備え、地震や津波などに遭遇したときの、身の安全確保を想定しておくことが一番の対策であると考えております。このことから、引き続き町民の防災に対する意識の向上を図るため、継続的な防災避難訓練の実施に取り組むと共に、今年度は、町の防災マップの更新を計画しておりますので、配付に合わせた町民への周知に取り組んでまいります。

■再質問

厳冬期の災害が起こった場合、住民の避難所までの移動手段。また、今後、要支援者の対象となる住民につきましては、各町内ごとに情報を共有する必要があると考えますが、その点を伺います。

●町　長

まさに高齢者が多くなってきている中でですね、厳冬期における避難行動をどういうふうに具体的にするのか。また、要支援者対策についてもあわせてですね住民説明会、また、町内会と連携できるような形に周知をしていきたいというふうに考えております。

防疫　新型コロナウイルス感染症、第7波の状況と対策について

幸坂　順子　議員

■質　問

それでは、新型コロナウイルス感染症第7波の状況と対策について、町長に伺います。

新型コロナウイルス感染症第7波は、感染力の強い新たな変異ウイルス、オミクロン株のBA5の広がりにより7月以降爆発的な感染拡大となり、国内の新規感染者は、WHO、8月31日発表によりますと6週間連続で世界最多となりました。1日の死者数も第6波を上回り、過去最悪の水準です。全国各地で医療機関や保健所業務の逼迫が伝えられました。

政府は「現場の負担を減らす」と、全数把握の見直しを打ち出しました。見直しは、都道府県の判断に委ねたため自治体からの批判が続出し、岸田首相は9月26日から全国一律に行うことを明らかにしました。2日から先行して見直しを行った自治体からは、事務作業が減ったが医療現場の逼迫が緩和される訳ではないなどの声が上がっております。

また、感染者の療養期間短縮や水際対策の緩和、入国者を2万人から5万人に引き上げるなど経済を回すことを優先した対策が重視され、感染を抑える対策が弱くなっています。

寿都町では、ワクチン接種がスムーズに行われ、感染も少なく抑えられてきましたが、第7波になり、感染が一気に拡大しました。診療所や福祉施設では、職員の感染あるいは家族の感染で職員が濃厚接触者のため自宅待機となり、現場は人手不足で大変だったということを耳にしております。

そこで次の3点について質問します。

まず、寿都町における第7波の状況について具体的に報告をお願いします。

二つ目は、感染を拡大しないため、無料の検査体制を整える必要について、質問いたします。

3点目は、新規感染者数を防災無線で知らせてほしい。これは町民の強い要望がありますので、この点についても質問いたします。

●町　長

幸坂議員の御質問にお答えいたします。

全国で感染が拡大している新型コロナウイルス第7波は、感染力が格段に強いBA5への置き換わりとワクチンによる免疫の減弱、夏休みなど長期休暇における行動拡大による接触機会の増加が原因とされており、本町においても同じ要因により感染者が急増したものと捉えております。

一つ目の御質問ですが、寿都町における第7波の状況につきましては、北海道の直近の公表では感染者数は58名で、またこの間、診療所の入院病棟においてクラスターが発生しましたが、感染区域とのゾーニングを徹底して行うなど総力を挙げて対応を行い、通常の外来の機能と検査体制を継続したところであります。

二つ目の御質問の無料の検査体制ですが、新たに町で体制を整える予定はなく、引き続き症状がある方については、診療所の有熱外来を利用していただき、感染の可能性が心配される方については診療所に相談していただくようお願いしているところです。感染拡

大を防ぐためには、検査体制を構築するよりも、従来の感染予防対策の徹底が有効と考えております。

三つ目の新規感染者数を防災無線で知らせるようにしてはとのことですが、新聞や道のホームページで1週間の感染者数の発表もございますし、町民の方に大事な情報は適宜お知らせしてまいりますので、感染者数をお知らせすることよりも、日頃のマスク着用と手指消毒、三密回避を徹底し、感染予防対策として注意喚起を継続して行っていくことが肝要と捉えております。

なお本町においては、計画的にワクチン接種を進めており、現在60歳以上の4回目接種は、ほぼ終了しており、5歳から11歳の小児を対象とした3回目接種やオミクロン株対応ワクチンの接種に向け、体制を構築しているところであります。

■再質問

寿都町の状況が、今、話されました。私も診療所とかそれから福祉施設ですね、本当に大変な状況だったということを聞いております。コロナウイルスが、デルタ株からオミクロン株に置き換わってからですね、特にBA5が広がった第7波でね、全国で子どもたちの感染も増えているっていうんですけれども、そこでは10代以下の感染は、感染者全体の27パーセントを占めているという新聞報道もあります。寿都における子どもの感染状況というのはどのようになっているのか、分かりましたら、そのこともちょっと説明願いたいと思います。

それと寿都町でも亡くなられた方がいると何っておりますけど、そのことについてもちょっとお聞きしたいなと思っております。

町のワクチン接種率、町長もおっしゃったように本当に効率的に行われて接種率も高く本当に素晴らしいやり方だと思っております。寿都町では、感染対策のマスクも定着しておりますし、町民の意識もそれなりにね、きちんと高いものがあると思います。

ただ、6月初めに国が行った水際対策の緩和に伴ってオミクロン株のBA5という感染力の強い変異ウイルスが国内に入って来ました。それが広がることによって感染爆発が起き、寿都町もその例外から逃れることはできませんでした。感染経路が掴めない市中感染が増えております。かく言う私も分からないまま感染いたしました。熱が出て初めてワクチンをしたばかりだからまさかと思ったんですけれど、やっぱり陽性でした。そういう状況があります。無症状の人が気づかないまま感染を広げている状況です。無料のPCR検査を症状が無くても希望すれば、誰でも受けられるようにし、無症状の感染者を把握することで感染の広がりを抑えることが必要ではないかと思います。

また、寿都の感染状況、新たな感染者が出たとき人数だけで良いので防災無線で知らせてほしいと住民の声が上がっています。現在は、火曜日に報道されている新聞掲載される各市町村の感染者数を見て、先週はこんなにいたのかと驚いているのが現状です。コロナが始まって3年になり慣れからの気の緩みも出ています。

防災無線で「感染者が出ましたよ」という放送を流していただくだけで、まだ、気をつけなければと気持ちを引き締めることができます。本当に詳しい名前とかそういうものは必要ないと思いますけど、寿都町で現在感染者が何人出ましたということ程度はね、防災無線で町民に知らせていただいてもいいのではないかなと思っております。

●町長（町民課参事）

幸坂議員の再質問について答弁をしたいと思います。

最初に子どもの第7波における子どもの感染率、後、死亡者の方がいたということについてなんですが、子どもの感染率につきましては、今、手元に資料がございませんので感染率の方は、後ほど回答させていただきます。

後、死亡者がいたということにつきましてもこちらについては個人情報の観点から回答を差し控えさせていただきます。

後、無料の検査を町の方でも行ってはいかがかという再質問についてなんですけども、先ほども答弁いたしましたように無料の検査体制を整えるというよりも町民皆さん一人一人の感染予防対策を徹底するということを中心に町としては行ってまいりたいというふうに思っておりますので、その周知を継続して行っていくということを同じようなことになりますけども、その話をさせていただきます。

後、人数を防災無線で知らせてはどうかということについての注意喚起になるのではないかということなんですが、タイムリーに何人何人というのも北海道の方からの報告もございませんし、人数をこちらの方で「何人出ました、何人出ました」ということで町民の皆様の不安、後、注意喚起というよりは、そういうところで感染予防対策を徹底するというよりは、普段の感染予防対策、手指消毒だったりマスク着用ということをお知らせした方が感染予防対策に繋がるというふうに思っております。人数をお伝えすることで逆に不安をかき立てて町民の方々の生活範囲を狭めていくよりは、常に感染予防対策をもって皆さんの生活環境を整えていくような、生活活動をそのまま継続して行っていただくという方が、私は、有効というふうに考えております。

■幸坂議員

本当に寿都町では、感染対策とてもしっかりととられてると思います。先ほどから言ってますように、ワクチンも本当に接種率が高く、マスクなどもきちんとしてますし、消毒なんかも皆さんとても気を遣ってやっている状況です。それでもなお、やはりそういう感染力の強い変異株が入ってくると、やっぱり寿都町でも感染が広がるという状況がある訳ですよね。そういう中で、やっぱり、後、何をすればいいのかっていうことになると思うんですけど。

これから、また、新しい変異株ですか、BA2.75というのが、まだ、今、広がってはいないようですけど、今、水際対策が緩和されます。また、さらに海外から入ってくる人が増えますので、インドでは、今もうBA2.75に置き換わってきているということなのでね、そういう意味では、もう感染力も相当強いということもいわれておりますので、今の政府の対策だけではね、国民の命を守る、コロナは死んでますからね、毎日ね。だから国民の命を守る対策にはなっていないと思うんですね。

だから経済を回すことも大変重要だっていうことは分かります。それと同時に検査体制をセットでやらなければ、私は、もう本当にコロナ対策は充分なもので

はないと思っております。国にそれを要望しても中々そうなっていかない現状がありますのでね、是非、寿都町としては、町民を守る立場からね、今でも検査の体制、症状があったらできるんですけれども、症状が出なくても検査したいなっていう方もいると思いますよね。そういう方もそして無料で、濃厚接触者だと結果が陰性だとお金が発生するということもありますし、そういう意味でも、是非、無料の検査を、是非、セットで国がそういうふうに緩和していく状況にありますけれども、検査を強める体制を寿都町ではとっていただきたいとそういうふうに望むものです。

教育　幸坂　順子　議員

安倍元首相の国葬について

■質　問

安倍元首相の国葬について教育長に質問いたします。

安倍元首相が無法な銃撃により、不慮の死を遂げられたことに対しては心から哀悼の意を表したいと思います。

いかなる理由があろうともこのような暴挙が許されるものではありません。

しかし、安倍元首相の政治姿勢には国民の評価が大きく分かれ、国葬については50パーセント以上が反対しています。国葬を行うことが安倍元首相に対する弔意を、個々の国民に対し、事実上強制につながることが強く懸念されます。弔意というのは、誰に対するものであっても、弔意を示すかどうかを含めて、全て内心の自由にかかわる問題であり、国家が弔意を求めたり、弔意を事実上強制したりすることがあってはなりません。

松野博一官房長官は、国民一人一人に弔意を求めることの誤解を招かないよう弔意表明を求める閣議了解は行わないと説明していました。また、永岡桂子文部科学大臣も弔意表明の協力の要望を行うことはないと述べています。

寿都町においては、先の安倍家の葬儀で、教育機関での半旗の掲揚が行われなかったと聞いております。

今回は、どのように対応されるのかお聞きいたします。

●教育長

それでは、幸坂議員の安倍元首相の国葬についての御質問にお答えいたします。

卑劣極まりない行為によって命を落とされました安倍元首相に対し、謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

安倍元首相におかれましては、憲政史上最長となる8年8か月の長きにわたり、首相としての重責を担い、内政・外交での功績から国葬を行うに至ったものと思います。

幸坂議員が懸念される教育機関の弔意の表明については、先の安倍家葬儀に際しても半旗の掲揚はしておりませんし、要請もしておりません。

このたびの国葬に際し、政府は、歌舞音曲を伴う行事の自粛や、国民一人一人に喪に服することを求めるものではなく、弔意を強制するものではないとしております。

また、永岡文部科学大臣も、教育委員会など関係機関に対する弔意表明の協力要望は行うことはないとしております。

教育委員会といたしましても、今回の国葬に対し、教育の政治的中立性の観点から教育機関に対し、半旗掲揚を含む弔意表明の要請を行う考えはありません。

■幸坂議員

安倍元首相の国葬について、教育長からきっぱりと教育現場では、半旗の掲揚とかそれから黙とうなどのそういうことは行わないというふうに言っていただきまして本当に嬉しい気持ちでおります。岸田首相はね、国葬当日に各府、省で半旗の掲揚や黙とうを行うことをすると明らかにしています。

しかし、教育委員会は、首長部局から独立した組織です。教育基本法14条は、教育の政治的中立を求めています。教育の場で弔意の強制は行われてはならないと思っております。是非、教育委員会のその姿勢をこれからも貫いていただきたいということを期待いたします。

観光　木村　眞男　議員

「歴史、文化体験観光」について

■質　問

それでは、私は、町長に歴史、文化体験観光について質問したいと思います。

町長は、昨年の選挙に当たり公約の一つとして歴史、文化体験観光を掲げておりました。それについてお尋ねいたします。

本町の歴史ある神社、寺院を拠点としたまちづくりのための整備（公園構想）の話し合いも進んでいると聞いております。町民の方々が立ち上げたボランティアグループによる草刈などいろいろと活動されていると聞いております。

また、現在の寿都町の寺院状況では、寺院葬が行われておりますが、ここ3年ほどは、コロナ禍による葬儀の形態も縮小し、随時というようなやり方で行っておりますが本来の葬儀となりますと目につくのが路上駐車であり、片側通行の状態でありました。また、夜間など歩行者にも危険が及ぶと思われますが、共有して使える駐車場の再整備が必要と思われますが、町長のお考えをよろしくお聞かせください。

●町　長

木村眞男議員の御質問にお答えいたします。

寿都町の歴史、文化体験観光についてでありますが、私は、昨年の町長選挙において、6期目に向けての基本方針として大きく8項目を掲げており、その中の一つであります観光振興対策の歴史、文化、産業、食の連携と体験型観光と神社、寺院を活用した公園化構想は、新たな経済循環への可能性と、交流人口の増加及び持続発展的なビジネス展開へ繋ぐ重要な施策として捉えております。

歴史、文化、産業、食の連携と体験型観光につきましては、令和3年度に観光庁の地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業の採択を受け、「Ａｒｏｕｎｄニセコ～寿の都北の寺町文化体験事業」として、本町にある9の神社と14の寺院など

の歴史的地域資源と、漁業など地場産業を連携させて地域資源の磨き上げを行い、ニセコからのインバウンド客の誘客を目指す歴史文化体験実証ツアーを実施しており、参加者には、神社・寺院の文化を松前神楽や雅楽、座禅や写経のほか、本町の魅力ある海産物と相まって高い評価と今後の展開に手応えを感じているところであります。

こうした裾野の広がりと、古くから地域の中心にあるお寺や神社は、地域コミュニティの場としての新たなまちづくりに期待を寄せるものであり、神社、寺院を活用した公園化構想に向けて、寿都仏教会を中心に本町の神社、寺院の今後の維持や寺町通りの公園化について、本年2月より寿都町の寺町を考えるワークショップを計4回開催しております。

また、寺院周辺の草刈りボランティアにつきましては、本年7月に設立したNPO法人「WAN寿都地域づくりの会」の会員が中心となり、歴史ある本町の寺院を拠点とした地域づくりの一助として、本年度3回実施され、景観の保持と地域で支えていく取組がスタートしております。

前述のワークショップでは、現状の把握と課題を整理し、実践できる取組について意見交換を行いながら、具体的な構想案をまとめる作業の支援をしておりますが、質問にあります、寺院での葬儀の利用にかかる路上駐車の問題も挙げられており、道路が狭隘なことから、危険を解消するための共同駐車場の確保については、必要であるものと認識しておりますが、用地確保などの課題がありますので、先ほど申し上げた神社、寺院を活用した公園化構想と併せて検討してまいりたいと考えているところであります。

■再質問

町長も先ほど述べておりましたが、昨年、寺院を活用した実証実験をしておるということは、私も聞いております。

また、コロナ禍により中々観光のお客さんが寿都町に来町できないっていう状況になっておりますが、また、そのお寺の中では、着付け、写経そして神社での松前神楽などなどの体験を様々なメニューで観光客の誘致をしてるっていうことで。また、町の活性化にも繋がると思っております。

話はあれなんですけど、私ども議会も11月末には、道外視察で伊豆や伊勢神宮など寺社、仏閣を利用した宿坊体験など先進的なことに取り組んでいるところをちょっと視察して知見を広めたいと思っております。そのためにもそれでまちづくりに少しでも寄与していきたいなと考えております。

先ほど町長が述べたように公園構想では、駐車場にはトイレも必要ではないかなというふうに私の考えでありますが、付随してトイレも設置してほしいなあという要望もあるということを考えております。また、町長のお考えをよろしくお願いいたします。

●町　長

若い世代のお母さん方との会話の中で、よく出るのが特に市街地には、公園が少ないという声が非常に多く、これは、過去からずっと引き続いて要望があるという現実がありまして。これを神社、仏閣というのは、中々厳しい状況なんですけども、一つのエリアとして公園という考え方をすると子どもたちが、その公園に集えるような形にしていくということも地域にとってもよろしいんじゃないかと思います。

また、交流の場としても、先ほどのトイレの話もありましたけども、いろいろ活用する中で、どういう活用の仕方がまちの活性化に繋がり、また、経済の足しにもなるのか、今、ワークショップの中でも協議をしているところでもありますし、また、先ほど木村議員から言われました、今年、視察の中でそういうところを視察してくるという話も聞いておりますので、道外、先進的な神社、仏閣の在り方など事例を上手く活用しながら寿都にも当てはまるものは、当てはめていきたいなというふうに考えておりますので、今、いきなりすぐは右から左に上手くいくとは考えておりませんけども、しっかりした計画の中で、これを取り進めて、地域のために活性化に繋げていきたいというふうに考えており、議員の皆様方の活発な御意見等も受け入れながら進めて行きたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

議　会　日　誌

令和４年７月22日以降

８月　3日　北海道森林･林業･林産業活性化促進議員連盟連絡会定期総会（札幌市　小西議長）
4～5日　令和３年度分決算審査（木村親志監査委員）
令和３年度基金の運用状況の審査（木村親志監査委員）
令和３年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査（木村親志監査委員）
令和４年度定例監査（木村親志監査委員）
23日　例月出納検査（木村親志監査委員）
24日　後志町村議会議長会主催　議員研修会（岩内町　小西議長ほか７名）
９月　2日　議会運営委員会（沢村委員長、木村眞男副委員長、友山委員、幸坂委員、石澤委員、小西議長）
8日　第３回定例会（１日目）・全員協議会
12日　第３回定例会（２日目）・決算特別委員会設置・全員協議会
13～14日　決算特別委員会
20日　第３回定例会（３日目）
22日　岩内・寿都地方消防組合議会 第２回定例会（岩内町　石澤副議長）
26日　例月出納検査（木村親志監査委員）
28～30日　南部後志町村議会正副議長会中央要望（東京都　小西議長、石澤副議長）
10月　3日　後志町村議会議長会臨時総会（倶知安町　小西議長）
4日　寿都町功労者表彰審議委員会（小西議長）
18日　総務・産業常任委員会町内所管事務調査（全議員）

8月24日 後志町村議会議員研修会